

学生の海外派遣時の安全管理に関する実施要領

(趣旨)

1. この実施要領は、酪農学園大学（短期大学部を含み以下「本学」という。）が実施する学生の海外派遣時の安全と事故の防止を図り、また、万一の緊急時に備えて必要な事項を定め、人命の安全確保および被害の軽減を図ることを目的とする。

(申請書)

2. 本学の学部、学科等の組織および教職員（以下、引率者という。）が、学生を海外に派遣、引率しようとする時には出発日の3週間前までに、以下に定める書類を添えて学長に届け出なければならない。
 - ① 学生海外派遣申請書（様式1）
 - ② 参加者名簿（様式2）
 - ③ 日程表
 - ④ 保護者の同意・承諾書（様式3）
 - ⑤ 参加者の海外旅行傷害保険契約書の写し
 - ⑥ 参加者のパスポートの写し

(事故の防止)

3. 派遣日程の計画にあたり、次の事項に十分留意の上、決定するものとする。
 - ① 学校の行事としてふさわしい内容であるとともに、安全面に十分配慮されたものであること。
 - ② 余裕のある日程を組み、深夜到着や早朝出発は極力避けること。
 - ③ 信頼性、安全性の高い交通機関や宿泊施設を選定すること。
 - ④ 旅行会社については、旅行主催を可能とする会社を指定旅行会社とし、日程、見積り、旅行条件等の詳細について、①～③を念頭に計画立案を行う。
 - ⑤ 参加学生の海外旅行傷害保険については全員に加入させ、その際は、海外サービス網の優れた保険会社に加入するものとする。

(下見の実施)

4. 訪問先など旅行日程が前年のものと大きく変わる場合は、出来る限り引率予定者による下見を行う。現地受入機関とのコミュニケーションを密にし、日程案等の確認とともに安全面について確認し、他の引率予定者に対しても注意点について引き継ぎを行う。

(安全指導の実施)

5. 引率者は、参加学生にはオリエンテーション時における安全指導を下記の内容で行い、事故防止のための安全意識を高めることに努める。
 - ① 旅行の安全について、学生の自発的な発言を促し、注意すべき点を列挙させる。
 - ② 担当教職員から、事故防止に必要な心構え、健康管理、手荷物管理などについて補足説明を行い、安全に実施するための心掛けについて指導する。
 - ③ 前年の引率者から、安全面の注意事項について案内し、徹底する。
 - ④ 注意事項をまとめ、参加学生に配布する。

(研修中の安全管理)

6. 研修中は、引率者全員が安全管理に最大限の注意を払い、気づいた点は引率責任者ならびに添乗員と随時相談し、事故防止に努める。

(緊急連絡)

7. 万一の緊急事故発生時は、引率者は、直ちに本学をはじめ関係機関に連絡し、情報提供および協力の要請を行う。

(危機対応)

8. 人命の安全確保と事故防止の観点から、本学の危機対応については別に定める。

(事務取扱)

9. この実施要領に関する事務は、本学エクステンションセンターで行う。

附 則

- この実施要領は、平成19年（2007年）4月1日から実施する。
平成20年（2008年）11月1日改定。